

ID: 161

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	分担金の徴収										
例 規 名 根 拠 条 項	長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条例 第1条										
例 規 番 号	平成17年条例第125号										
【根拠条文】 (趣旨) 第1条 この条例は、市が行う林地崩壊防止事業、山地災害危険地区対策事業及び小規模治山事業(以下「事業」という。)の費用に充てるための地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。 【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (分担金の額) 第2条 分担金の額は、次の表に掲げる割合を乗じて得た範囲内において市長が定める。 <table><tr><th>事業名</th><th>分担金の徴収割合</th></tr><tr><td>林地崩壊防止事業</td><td>当該事業費の 12.5 パーセント</td></tr><tr><td>山地災害危険地区対策事業</td><td>〃 12.5 パーセント</td></tr><tr><td>小規模治山事業</td><td>〃 17.0 パーセント</td></tr></table> (分担金徴収の範囲) 第3条 市長は、当該事業により利益を受ける者(以下「受益者」という。)から分担金を徴収するものとする。				事業名	分担金の徴収割合	林地崩壊防止事業	当該事業費の 12.5 パーセント	山地災害危険地区対策事業	〃 12.5 パーセント	小規模治山事業	〃 17.0 パーセント
事業名	分担金の徴収割合										
林地崩壊防止事業	当該事業費の 12.5 パーセント										
山地災害危険地区対策事業	〃 12.5 パーセント										
小規模治山事業	〃 17.0 パーセント										
備考											
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日								